ヘ　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後１年未満のもの　171単位

ト　主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合　198単位

⑴　各種補装具を用いても身体の移動が困難である者

⑵　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者

6　注５イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち３以上の障害を有する児童（以下「重複障害児」という。）である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、１日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注７の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

7　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。）において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、１日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。

8　指定福祉型障害児入所施設において幼児である障害児（盲児又はろうあ児に限る。）に対して、指定入所支援を行った場合に、幼児加算として、１日につき78単位を所定単位数に加算する。

9　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注７の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

⑴　入所定員が10人以下の場合	102単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
⑽　入所定員が91人以上100人以下の場合	10単位
⑾　入所定員が101人以上120人以下の場合	９単位
⑿　入所定員が121人以上130人以下の場合	８単位
⒀　入所定員が131人以上150人以下の場合	７単位
⒁　入所定員が151人以上180人以下の場合	６単位
⒂　入所定員が181人以上の場合	５単位

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

⑴　入所定員が40人以下の場合	26単位
⑵　入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
⑶　入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑷　入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑸　入所定員が71人以上の場合	13単位

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

⑴　入所定員が５人以上10人以下の場合	102単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
⑽　入所定員が91人以上の場合	10単位

ニ　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

⑴　入所定員が50人以下の場合	20単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑷　入所定員が71人以上の場合	13単位

10　指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

⑴　入所定員が10人以下の場合	141単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽　入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
⑾　入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位
⑿　入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位
⒀　入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位
⒁　入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位
⒂　入所定員が141人以上160人以下の場合	９単位
⒃　入所定員が161人以上170人以下の場合	８単位
⒄　入所定員が171人以上180人以下の場合	７単位
⒅　入所定員が191人以上の場合	６単位